

社会福祉法人軽井沢町社会福祉協議会 事務処理規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人軽井沢町社会福祉協議会の事務処理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(事務処理)

第2条 事務処理は、すべて決裁を得て施行する。

2 決裁は、会長、常務理事、事務局長（以下「決裁者」という）が自ら行う。

3 本会が事務を扱う団体等に関する事務処理は、第1項と同様の処理を行うものとする。

(会長の決裁事項)

第3条 会長の決裁する事項は、別に定めるものを除き次に掲げる事項とする。

(1) 規程等の制定及び改廃に関する事。

(2) 事業計画及び執行に関する事。

(3) 予算の編成及び流用に関する事。

(4) 職員の任免及び委嘱に関する事。

(5) 職員の服務及び給与に関する事。

(6) 会計責任者及び現金取扱員の指定に関する事。

(7) 寄付金品の受納に関する事。

(8) 生活福祉資金並びに母子寡婦福祉資金の貸し付けに関する事。

(9) 職員の表彰及び懲戒に関する事。

(10) 理事会及び評議員会の開催に関する事。

(11) その他特に重要と認められる事項

(専決事項)

第4条 会長の権限に属する事務について、常務理事、事務局長が専決する事項は、軽井沢町事務処理規則（昭和54年輕井沢町規則第4号）の規定（以下「町規則」という）を準用する。

(服務に関する事項等の決裁区分)

第5条 前2条の場合において、職員の服務及び給与に関する事項並びに財務に関する事項に係る会長の決裁を要するもの、常務理事、事務局長が専決するものの区分は、町規則の規定を準用する。

(代決)

第6条 会長が不在のときは、常務理事がその事務を代決する。

2 常務理事が不在のときは、事務局長がその事務を代決する。

3 事務局長が不在のときは、主務係長がその事務を代決する。

4 前各号の規定にかかわらず、代決権者において特に重要又は異例と認められる事項については、代決をしてはならない。

(代決後の処理)

第7条 前条の規定により代決をした者は、その代決した事務について、上司登庁の際すみやかに上司に報告しなければならない。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

(読替規定)

軽井沢町事務処理規則（昭和54年輕井沢町規則第4号）の規定を準用する場合、「町長」とあるのは「会長」、「副町長」とあるのは「常務理事」、「課長等」とあるのは「事務局長」とする。

(規程の廃止)

社会福祉法人軽井沢町社会福祉協議会事務処理規程（昭和61年5月1日施行）は廃止する。

(施行期日)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。